

# ダイト株式会社 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条（商号）

当会社はダイト株式会社と称し、英文では Daito Pharmaceutical Co.,Ltd.と表示する。

### 第2条（目的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の製造販売および輸出入販売
- (2) 試薬、工業薬品の販売および輸出入販売
- (3) 毒物、劇物の製造販売および輸出入販売
- (4) 食品、食品添加物の製造販売および輸出入販売
- (5) 医薬品関連資材、合成樹脂および飼料の販売
- (6) 不動産の賃貸業
- (7) その他前各号に附帯関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当会社は本店を富山市に置く。

### 第4条（機関）

当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 3388 万株とする。

### 第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は 100 株とする。

### 第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第 9 条 (株主名簿管理人)

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成およびこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

#### 第 10 条 (株式取扱規程)

当会社の株主権利行使の手続き、株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

#### 第 11 条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年 8 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

#### 第 12 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

#### 第 13 条 (招集権者および議長)

- 1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第 14 条 (決議の方法)

- 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 15 条 (議決権の代理行使)

- 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 16 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第 17 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### 第 18 条（取締役の員数）

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

### 第 19 条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とは、区別して選任するものとする。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議のあった株主総会後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第 20 条（任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### 第 21 条（代表取締役および役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。
2. 取締役会は、その決議によって前項の役付取締役の中から代表取締役を選定する。

3. 取締役社長は業務を統括し、取締役会長は業務全般にわたり取締役社長を補佐し、他の役付取締役は取締役社長を補佐し、業務を分担する。

#### 第 22 条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第 23 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 24 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### 第 25 条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### 第 26 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

ただし、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とは、区別して定める。

#### 第 29 条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結する

ことができる。

## 第5章 監査等委員会

### 第30条（監査等委員会の招集）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### 第31条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

### 第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第33条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができ  
る監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

### 第34条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定め  
る事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記  
名押印または電子署名する。

## 第6章 計算

### 第35条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

### 第36条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令  
に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定め  
る。

### 第37条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。

### 第38条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領さ  
れないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

## 【定 款 変 更 履 歴】

平成 20 年 8 月 28 日改定（第 2 条、第 7 条、第 13 条）第 66 回定時株主総会  
平成 21 年 8 月 11 日改定（第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 23 条）第 67 回定時株主総会  
平成 21 年 12 月 4 日改定 臨時株主総会  
平成 23 年 8 月 26 日改定（第 7 条新設、以下条数繰下げ）第 69 回定時株主総会  
平成 26 年 8 月 28 日改定（第 7 条削除、以下条数繰下げ、第 40 条新設、  
第 41 条第 2 項新設、第 42 条削除）第 72 回定時株主総会  
平成 27 年 4 月 1 日改定（第 6 条）平成 27 年 2 月 10 日開催取締役会決議  
平成 27 年 8 月 25 日改定（第 4 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、  
第 23 条、第 24 条新設、以下条数繰下げ、第 26 条、  
第 28 条、第 29 条、第 30 条新設、第 31 条新設  
第 32 条新設、第 33 条新設、第 34 条新設）  
第 73 回定時株主総会  
2022 年 8 月 24 日改定（第 17 条、附則第 1 条新設）第 80 回定時株主総会  
2023 年 3 月 01 日改定（附則第 1 条削除）  
2023 年 9 月 01 日改定（第 6 条）2023 年 7 月 14 日開催取締役会決議